

大飯発電所 1、2号機の廃炉決定にかかる福井県および おおい町への報告内容

1. 大飯発電所 1、2号機の廃炉決定

- 大飯発電所 1、2号機については、我が国で唯一のアイスコンデンサ型の格納容器※を採用したプラントであり、他のプラントに比べ、格納容器が非常に小さい。

※原子炉格納容器の周りに設けられたバスケットにブロック状の氷を入れ、事故時に発生する蒸気を急速に冷却し圧力を下げる方式

- 新規規制基準に適合するための安全対策を検討した結果、格納容器を覆う建屋のコンクリート壁を厚くする対策等が必要となるが、壁の補強において格納容器と格納容器を覆う建屋の壁の幅が狭くなる。また、建設時には不要であった設備の設置により、元々小さい格納容器内の作業区域がさらに狭隘になる。
- このため、定期検査や運転時の設備の点検・保守作業やトラブルが発生した場合の迅速な補修などの対応を安全・確実に実施することが難しくなり、技術的な観点から検討を重ねてきたが有効な方法を見出せないため、今後の施設運用における安全や品質の確保を最優先に考えた結果、廃炉を決定した。

2. 安全かつ着実な廃止措置の実施

- 当社の知見・技術を有効に活用するとともに、作業の本格化に向けて廃止措置技術センターや発電所の専任管理体制の充実について検討を進め、安全かつ着実に廃止措置を実施する。

3. 中間貯蔵施設の福井県外立地

- 当社の「使用済燃料対策推進計画」に基づき、基本となる再処理のため六ヶ所再処理工場への搬出を前提として努力する。さらに加えて、福井県外における中間貯蔵施設の立地を進め、2020年頃に計画地点を確定し、2030年頃に操業を開始する予定である。それに先立ち、2018年には、理解活動の進展等を踏まえ、具体的な計画地点を示す予定である。

4. 廃止措置に伴う放射性廃棄物の処理

- 遅滞なく廃止措置を実施できるよう、処分場の確保に向けた検討を進める。
- 現在、原子力規制委員会で廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の埋設処分に関して、具体的な規制基準の策定が進められている。今後の処分地の選定等にあたっては、整備された具体的な規制基準を踏まえて検討を進め、引き続き国の関与・支援を要請する。

5. 地元企業の発展、雇用の促進

- 大飯発電所 1、2号機の状況を踏まえた地元企業向けの説明会や情報交換会、地元企業との共同研究等の取組みを拡大することで、より多くの地元企業が継続して工事に参画できるよう努める。

以上